

八戸市農業委員会 10 月総会議事録

日時：令和5年10月11日（水）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19 名中 18 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 欠	

農地利用最適化推進委員 22 名中 21 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 欠	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主査 金田 かおり、主事 若佐谷 龍太、主事 宮本 朋佳

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
松橋事務局長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	事務局の松橋から御報告いたします。 本日は、赤坂農業委員、梅津推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。
松橋事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、加藤浩幸委員の御発声に続いてお願いいたします。
加藤委員	【憲章唱和】
松橋事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日はお忙しい中御出席頂きましてありがとうございます。稲刈り作業も皆様無事に終わりましたでしょうか、稲刈りというと雨が降り足元に苦勞された方もいらっしゃるのではないかと考えております。品質をみますと、やはり降雨障害やカメムシの被害が多く収量が落ちたという方もいらっしゃるようです。ただ、そういう話をする農家がいなくなったなど、田んぼの中で人と会わなくなってるし、そういうことを話題にする相手がいなくなったという農家の減少が進んでいるなどと思って、凄く寂しく感じております。先日、テレビをみておりましたら、2050年には2020年と比較して農家が80パーセント無くなるという計算もあるようです。世界では戦争も起こっておりますし、食料の自給率や農地確保ということについて本当に早く手を打たなければ国民が飢えてしまうということを、国会議員の先生方にどういう風に伝えればいいのかと日々考えております。本日の議

事につきましても慎重に御審議頂きますよう宜しくお願いいたします。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、宜しくお願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、7 番 馬場 豊 委員、8 番 松橋 剛志 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 39 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

在家委員

在家から報告いたします。去る 9 月 28 日、内沢農業委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 28 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 28 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、そば、枝豆、大豆です。申請者の過去3年間にける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約2km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女3人で、うち農業専従者は男2人、女2人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上野委員

上野から報告いたします。去る9月28日、外館農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号29番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 29 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ねぎ、とうもろこし、きゅうり、なすです。申請者の過去3年間にける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は、受人が許可後、転入する予定の隣接地から約20mです。耕作道はありませんが、自己所有の公衆用道路を通じて耕作可能です。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、刈払機1台を所有しており、耕運機1台を購入予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考え

ます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3

次に、日程第 3、議案第 40 号、令和 5 年度第 8 号八戸市農用地利用集積計画

会長

の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第 40 号、令和 5 年度第 8 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 3 ページをお開き願います。

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理機構の特例事業である、農地売買等事業を活用する所有権移転でございます。

農地売買等事業とは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、経営規模を縮小する方や経営転換する方から農地を買い入れ、経営規模の拡大をめざす方や、農地を集約し、生産性の向上を図ろうとする方へ売り渡す事業で、平成 26 年 6 月末まで農地保有合理化事業として

実施されていた事業でございます。

今回の所有権移転件数は1件で、所有権を移転する面積は、合計 9,359 m²でございます。

利用集積1番

番号1番は、譲渡人である公益社団法人あおもり農業支援センターから譲受人に農用地を売り渡しするもので、譲受人の住所、氏名並びに所有権移転する土地の表示、所有権移転の内容、世帯耕作状況、農機具所有状況は、資料に記載のとおりでございます。

公告年月日は、令和5年10月17日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第41号、令和5年度第9号八戸市農用地利用集積計画

会長

の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第41号、令和5年度第9号八戸市農用地利用集積計

画の決定についてを御説明いたします。資料の5ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借8件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手1名、貸し手8名で、利用権設定面積は、合計119,298㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具所有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番～8番

番号1番から資料6ページの番号8番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、3年11か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号1番から番号7番までは10a当たり年間10,000円、番号8番は10a当たり年間5,000円でございます。

公告年月日は、令和5年10月17日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第42号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用

会長

許可処分の取消しについてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から御説明いたします。

この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可処分の取消しの9月分でございます。

資料の7ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条取消1番

番号1番 転用目的は太陽光発電設備設置、令和3年12月15日付け八農委指令第43号で許可されたもので、態様別は売買、取消理由は、申請地の地中に岩石が多く存在しており、引抜作業をしたところ地面が固く太陽光発電設備が設置不可と判明したためです。

提出内容及び関係書類ともに適正であり、双方合意の上で、許可処分の取消願が提出されておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

	よって本案は承認することに決しました。
日程第 6 会長	次に、日程第 6、議案第 43 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。 それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。
内沢委員	内沢から報告します。去る 9 月 28 日、外館委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 17 番を調査してまいりました。資料の 9 ページをお開き願います。 賃借人及び賃貸人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。
5 条 17 番	調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、3 か月間の賃貸借です。転用目的は、国土交通省発注の馬淵川河道掘削工事のための工事用通路、駐車場、休憩所 1 棟、仮設トイレ 2 棟、プレハブ倉庫 1 棟の設置です。実施計画は、令和 5 年 10 月 20 日から令和 6 年 1 月 19 日までの 3 か月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域内ですが除外不要、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地を鉄板敷きし、申請地の周囲にネットフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立明治小学校から北西側約 850m に位置し、田、畑に囲まれ、農道に接続しています。農地区分は農用地区域内農地ですが、許可相当と判断した理由は、仮設工作物の設置その他の一時的な利用、一時転用は不許可の例外に該当するためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。 以上で、報告を終わります。
外館委員	外館から報告します。去る 9 月 28 日、内沢委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 18 番を調査してまいりました。 受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5条 18 番

調査には、受入は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、売買です。転用目的は、住宅1棟、カーポート1棟建築です。実施計画は、令和5年11月1日から令和6年3月30日まで。資金調達計画は、自己資金と共同で住宅及びカーポートを建築する夫の借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の北東側の通路とする部分を切土し、駐車場及び通路とする部分を砕石敷きします。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、八戸工業大学の北西側約800mに位置し、宅地、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 7 会長	次に、日程第 7、報告第 37 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
宮本主事	事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 9 月分でございます。資料の 11 ページをお開き願います。
相続等 110 番 ～129 番	権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。 今回の届出は、資料 11 ページの番号 110 番から資料 17 ページの番号 129 番までの計 20 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。 なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 13 ページの番号 115 番と番号 116 番は有り、その他はいずれも無しとなっております。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 8、第 9 会長	次に、日程第 8、報告第 38 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 9、報告第 39 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
若佐谷主事	事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条及び

5条農地転用届出の9月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の19ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条14番

番号14番、転用目的は資材置場でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の21ページをご覧ください。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条78番

番号78番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条79番

番号79番、転用目的は道路でございます。

5条80番

番号80番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条81番

番号81番、転用目的は資材置場でございます。

5条82番

番号82番、転用目的はモデルハウス2棟建築でございます。

5条83番

番号83番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条84番～86番

番号84番、番号85番、番号86番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条87番

番号87番、転用目的は診療所1棟、薬局1棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長	御質疑なしと認めます。
日程第 10	次に、日程第 10、報告第 40 号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断につ
会長	いてを議題といたします。
	それでは、事務局から報告をお願いいたします。
若佐谷主事	事務局の若佐谷から、報告第 40 号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について御説明いたします。
	この案件は、今年度の利用状況調査により再生利用が困難な農地と判断した土地について、総会において報告をし、非農地と判断された土地については、所有者に対して非農地通知を発出し、農地台帳から除外、以後、農地として取り扱わないこととするものでございます。なお、前年度までは議案として提出し、議決を受けた上で、非農地の決定をしていましたが、国からの通知により非農地判断に総会の議決を要しないこととなりましたので、今回から議案ではなく報告案件としたものであります。
	それでは、総会資料の 25 ページから 28 ページにわたる利用状況調査関係資料、遊休農地一覧表を御覧ください。
	今回、報告する土地は、9 月 14 日から 9 月 27 日に調査した農地のうち、非農地と思われる土地、計 93 筆、面積の合計は約 14.2ha でございます。
	別冊の農地調査写真とともに御覧ください。
遊休農地 1 番～9 番	番号 1 番から 9 番までは、市川、下長地区で、9 月 14 日に中村委員、河原木委員、鈴木委員により現地を調査した土地です。
遊休農地 10 番 ～20 番	番号 10 番から 20 番までは、上長、豊崎地区で 9 月 15 日に加藤委員、上村委員、赤坂力雄委員により現地を調査した土地です。
遊休農地 21 番 ～30 番	番号 21 番から 30 番までは、館地区で 9 月 20 日に三浦豊委員、山田委員、齋藤委員により現地を調査した土地です。
遊休農地 31 番 ～55 番	番号 31 番から 55 番までは、南浜地区で 9 月 21 日に松橋委員、磯島委員、梅津委員により現地を調査した土地です。

遊休農地 56 番 ～65 番	番号 56 番から 65 番までは、是川地区で 9 月 22 日に馬場会長職務代理者、下館委員、三浦勝浩委員により現地を調査した土地です。
遊休農地 66 番 ～81 番	番号 66 番から 81 番までは、大館地区で 9 月 25 日に籠田会長、橘委員、岩崎委員により現地を調査した土地です。
遊休農地 82 番 ～87 番	番号 82 番から 87 番までは、南郷島守地区で 9 月 26 日に明戸委員、松石委員、谷川委員により現地を調査した土地です。
遊休農地 88 番 ～93 番	番号 88 番から 93 番までは、南郷中沢地区で 9 月 27 日に森光男委員、上明戸委員、森庄次郎委員により現地を調査した土地です。

以上、ご説明いたしました土地は、調査を担当されました委員の皆様からの判断としましては、いずれも森林・原野化が著しく、農地への復元は困難なもの、又は復元しても継続して利用することができないものであるとのことでございました。

なお、今回、非農地と判断した土地については、農地台帳上、非農地として整理されますが、法務局の登記簿上の地目については、所有者が変更登記を申請し、農地以外とする必要があることを申し添えます。

最後になりますが、この案件の調査を担当されました農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃お忙しい中、利用状況調査に参加していただきましてありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。
----	------------------------

(なしの声あり)

会長	御質疑なしと認めます。
	以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。
皆様、ご協力ありがとうございました。

(閉会 午後 3 時 30 分)